

山梨県公報

第千二百八十八号

平成十四年

五月二十日

月 曜 日

目次

救急病院等の認定	二六七
土地改良区定款変更の認可	二六七
道路の区域変更（四件）	二六七
道路の供用開始	二六八
公告	
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見	二六八
基本測量の実施（三件）	二六九
公安委員会	
落札者等の決定について（二件）	二六九

告示

山梨県告示第百二十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十四年五月二十日

山梨県知事 天 野 建

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
市立甲府病院	甲府市増坪町三六六番地
社会保険鵜沢病院	南巨摩郡鵜沢町三四〇番地の一

二 認定期間

平成十四年五月六日から平成十七年五月五日まで

山梨県告示第百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成十四年五月十四日村山六ヶ村堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十四年五月二十日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年六月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年五月二十日

山梨県知事 天 野 建

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 県民の森公園線

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	
	旧	新
中巨摩郡櫛形町大字下市之瀬字北田二八五番の一地先から 中巨摩郡櫛形町大字山寺字南田八九八番の 一地先まで	九・五、 一七・〇	一一・五、 一七・〇
	二四五・五	二四五・五

山梨県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年六月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年五月二十日

山梨県知事 天 野 建

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 桃園市之瀬線

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	
	旧	新
	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)

中巨摩郡檜形町大字桃園字高尾四七番の四地先から		旧	一〇・〇	一〇三・〇
中巨摩郡檜形町大字桃園字高尾三三番の二地先まで		新	一〇・〇 一五・〇	一〇三・〇

山梨県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年六月十日まで一般の縦覧に供する。
平成十四年五月二十日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葎崎檜形豊富線
- 三 道路の区域

区 間	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	一一・〇 一四・〇	二六〇・〇 二六〇・〇
中巨摩郡檜形町大字曲輪田字境堀一三五番の二地先から			
中巨摩郡檜形町大字桃園字北畑九三番の四地先まで			

山梨県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年六月十日まで一般の縦覧に供する。
平成十四年五月二十日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府敷島葎崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	九・八 三八・五	二三八・七
北巨摩郡双葉町大字竜地字池久保四四二七番の四地先から			

北巨摩郡双葉町大字下今井字桐物沢二一四番の四地先まで		新	一七・二丁 二五〇・〇	二三八・七
----------------------------	--	---	----------------	-------

山梨県告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年六月十日まで一般の縦覧に供する。
平成十四年五月二十日

山梨県知事 天野 建

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
一般道	一四一号	北巨摩郡高根町大字清里字念場 原三五四五番の三四地先から 北巨摩郡高根町大字清里字念場 原三五四五番の三四地先まで	二七〇・〇	平成十四年 五月二十日

公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により県が述べた意見について、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年六月二十日まで縦覧に供する。
平成十四年五月二十日

山梨県知事 天野 建

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 1 名称 オギノ下吉田店
 - 2 所在地 富士吉田市下吉田四千九百五十五番地
- 二 届出の内容及び公告日
 - 1 内容 新設
 - 2 公告日 平成十三年十月十一日
- 三 意見の概要
 - 1 駐車需要の充足等交通に係る事項

(一) 駐車場の位置及び構造等

ア 駐車場出入口の交通対策

イ 交通誘導員の配置

2 騒音の発生に係る事項

(一) 騒音問題に対応するための対応策について

ア 閉店後の駐車場出入口の閉鎖

四 意見を述べた日

平成十四年五月二日

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十四年四月二十三日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十四年五月二十日

山梨県知事 天 野 建

一 作業種類 基本測量（火山土地条件図及び火山基本図作成）

二 作業期間 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

三 作業地域 富士吉田市、西八代郡上九一色村並びに南都留郡忍野村、山中湖村、河口湖町、勝山村及び鳴沢村

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十四年四月二十三日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十四年五月二十日

山梨県知事 天 野 建

一 作業種類 基本測量（電子基準点測量（電子基準点現地技術調査及び設置作業））

二 作業期間 平成十四年五月七日から平成十五年三月三十一日まで

三 作業地域 西八代郡上九一色村、北巨摩郡高根町及び北都留郡小菅村

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十四年四月二十三日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十四年五月二十日

山梨県知事 天 野 建

一 作業種類 基本測量（基準点測量）

二 作業期間 平成十四年五月二十七日から平成十四年十月一日まで

三 作業地域 甲府市、東八代郡芦川村並びに南都留郡道志村、河口湖町及び秋山村

公安委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年五月二十日

山梨県警察本部長 中 澤 見 山

一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量
汎用コンピュータ及び周辺機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県警察本部警務部情報管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日
平成十四年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 随意契約に係る契約金額
六千九百九十四万五千三百八十円

六 契約の相手方を決定した手続
随意契約

七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年五月二十日

山梨県警察本部長 中澤 見山

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量
県警ネットワークシステム用パソコン 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県警察本部警務部情報管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手を決定した日
平成十四年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通リース株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目七番一号
- 五 随意契約に係る契約金額
三千百七十五万二千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当